

固定資産税の第1期の納期限は5月31日

問合せ 資産税課 ☎ 33-4108

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在における市内の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される地方税です。所有者とは、具体的には次のとおりです。

土地：登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

家屋：登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

5月上旬に納税通知書を発送します。5月、7月、11月、翌年1月の各末日が納期限です。

詳しくは市ホームページを確認ください。



令和2年7月豪雨に係る被災代替資産に対する固定資産税の特例

令和2年7月豪雨で被災した家屋または償却資産に代わるものとして取得した資産に対する固定資産税には特例措置があります。

【家屋】

内容 被災家屋の床面積相当分の固定資産税の税額を、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額します。

対象者 ①被災家屋の所有者②被災家屋の所有者の相続人③代替家屋に被災家屋の所有者と同居の三親等内の親族 など

被災家屋の要件 ①②両方を満たす

①り災証明書の判定が「半壊」以上の住家または公費で解体した非住家の家屋②被災家屋の取り壊しまたは売却などの処分がされていること

代替家屋の要件

①被災家屋に代わるものとして取得した家屋（中古含む）②被災家屋を改築したもの※修理は改築には当たりません

取得期間 令和2年7月4日～令和7年3月31日

【償却資産】

市ホームページを確認ください。



人権擁護委員はあなたのまちの相談パートナー

問合せ

熊本地方務局八代支局 ☎ 32-2654
人権政策課 ☎ 30-1711

人権擁護委員とは

国民の基本的な人権を守り、また、人権の大切さを国民に知ってもらうために、法務大臣から委嘱された人です。

主な活動としては、人権に関する様々なトラブル・困りごとについて、相談を受けたり、小・中学校や幼稚園、社会福祉施設を訪れ、人権に関する劇や紙芝居などを通じた人権啓発を行っています。

《特設人権相談所》

日時：6月1日(休)
(10:00～15:00)

場所：市役所 201 会議室
坂本支所仮設庁舎会議室
千丁支所第1会議室
鏡支所第1会議室
東陽定住センター会議室
泉支所会議室

相談員：人権擁護委員

《常設人権相談所》

日時：毎週月、水、金曜日
(9:00～16:00)

場所：熊本地方務局八代支局 2階
相談員：人権擁護委員
法務局職員

《人権・心配ごと相談》

日時：毎月第1金曜日
(10:00～15:00)

場所：市役所市民相談室
相談員：人権擁護委員

本市の人権擁護委員（敬称略）

氏名	住所	氏名	住所
小山 一廣	通 町	水本 和博	敷川内町
今井 晃	松 江 町	今田 桂子	郡築一番町
長廣嘉代子	築 添 町	原田 昌子	宮 地 町
星田 信夫	松 江 町	山田 健二	日奈山下町
山内 郁子	長 田 町	林 誓史	坂 本 町
山下 俊子	川田町西	奥村留美子	千 丁 町
中津 謙一	古 城 町	久保 明博	鏡 町
小藪 裕子	大福寺町	平住美智代	鏡 町
寺田 公子	古閑中町	吉田 和人	東 陽 町
渡邊 裕一	田中北町	竹村 博文	泉 町
山中美紀代	高下西町		

R5.4.1 現在

※任期の関係で変更となることがあります。

どんなことを相談できるの

- ・高齢者・障がい者への虐待
- ・近隣とのトラブル
- ・学校や職場でのいじめ

など、多岐にわたる内容の相談を受けています。相談できる場所は、常設の相談所に加え、各地域で開催する特設人権相談所、市役所の市民相談室があり、相談者の秘密は厳守されますので、お困りの人は相談ください。